

# 給水装置工事指定業者様へ

球磨村において給水装置工事を行う際は下記の留意点にご注意ください。

## ●申請書について

工事着工前に、下記様式を提出ください。

- ① 様式1 給水装置工事申込書
- ② 様式2 給水装置工事承認申請書
- ③ 様式3 給水（一時給水）申込書

※様式3においては、施主様の氏名で提出をお願いします。水道使用料については、施主様へ請求いたしますので、施工中の水道使用料に関しては、工事事業者様と施主様にて協議してください。

※加入金は一律50,000円です。様式3を提出後、納付書を発行し郵送します。

## ●検査及び工事完了後の提出書類について

○検査は特に設けておりません。検査料も不要です。

○サドル分水が必要な場合、サドル分水をする際に村職員が立ち会います。事前に期日を連絡ください。

※埋設管表示ピンをお渡ししますので、サドル分水した箇所へ打ち込んでください。

○検査を実施しない代わりに、下記書類を工事完了後に必ず提出ください。

①配水管の分水からメーターまでの施工中の写真

※写真は接写ではなく、周りの風景と一緒に撮影し、布設箇所や土被りが確認できる写真

②メーターの箇所での水圧検査状況写真

③竣工図（給水装置工事承認申請書に添付した図面と変更となった場合）

## ●メーター等について

○球磨村の一般家庭メーターは13mmと統一しています。それ以外の口径を希望される場合は予めご相談ください。

○メーターのみ貸与となります。メーターボックス、止水栓等は設置業者様でご準備ください。

○メーターをお渡しするタイミングは、サドル分水立ち合いの際にお渡しします。

## ●加入金免除について

○令和2年7月豪雨により被災した、**球磨村簡易水道加入者（一般家庭のみ）**においては、特例により加入金が免除となる場合があります。詳しくは球磨村役場建設課へ連絡ください。

球磨村役場建設課 工務係（水道担当）

電話：0966-32-1116